

- 待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実 3,715億円
  - ・待機児童の解消を目指し、民間保育所の整備を推進し、受入児童数の拡大を図る。
  - ・延長保育、病児・病後児保育等の多様な保育サービスの提供を推進する。
- 総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン)」の創設 158億円
  - ・放課後児童クラブの未実施小学校区の早急な解消を図る。

#### **4. 小児科・産科医療体制の確保、不妊治療の支援など母子保健医療の充実 261億円**

- 小児科・産科医療体制の確保及び小児救急医療体制の更なる整備 39億円
  - ・小児科・産科医療の拠点病院づくりによる連携体制構築の支援とともに、小児救急医療体制の更なる整備を図る。
- 不妊治療に対する支援
  - ・特定不妊治療費助成事業の助成額を増額(年度10万円→年度1回10万円、2回まで)するとともに、所得制限を緩和する。

#### **5. 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実 802億円**

- 虐待を受けた子ども等への支援の強化 781億円
  - ・生後4か月までの全戸訪問の実施、市町村における早期発見・早期対応体制の強化、施設の小規模ケアの推進、身元保証人制度の創設などを図る。
- 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)への対策等の推進 21億円
  - ・婦人保護施設の心理療法担当職員の常勤化や、婦人相談所一時保護所における同伴児童に対するケア体制の充実等を図る。

#### **6. 母子家庭等自立支援対策の推進 1,643億円**

- 母子家庭等の総合的な自立支援の推進 35億円
  - ・在宅就業の受注及び再発注のあっせんを行う事業等に対し支援を行うとともに、養育費相談機関の業務支援等を行う「養育費相談・支援センター」を創設する。
- 自立を促進するための経済的支援 1,609億円
  - ・児童扶養手当の支給や母子寡婦福祉貸付金の貸付による経済的支援を行う。

#### **7. 児童手当国庫負担金 2,560億円**

- 児童手当の拡充【平成19年4月から】
  - ・児童手当における乳幼児加算を創設し、0歳以上3歳未満の児童に対する児童手当の月額を一律10,000円とする。

(参考) 給付総額	10,267億円
うち乳幼児加算分	1,374億円

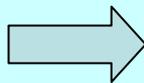
#### **※ 地方財政措置においても、以下のような少子化対策を講ずる。**

- ・妊婦健診の充実
- ・子どもを守る地域ネットワークの機能強化など児童虐待に対する適切な対応
- ・自治体の創意工夫を活かした地域子育て支援

# 医師確保対策の推進

地域間・診療科間等における医師の偏在により、医師不足が深刻になっている状況に対応するため、都道府県地域医療対策協議会の取組に対する支援や、小児科・産科における拠点病院づくりをはじめ、「新医師確保総合対策」(平成18年8月)等に基づく各般の医師確保対策を推進する。

18年度当初  
予算額  
41億円



19年度予算案	92億円
18年度補正予算	8億円
合計	100億円

併せて、地方財政措置として、

・医師確保対策に係る地方単独事業分(※の事業)	30億円
・医師確保対策に係る補助事業の地方負担分	64億円
・18年度補正予算計上補助事業の地方負担分	7億円
合計	101億円

## 1. 医師派遣についての都道府県等の役割と機能の強化

- 医療対策協議会を都道府県に設置(地方財政措置(6.1億円)【新規】※)
- 地域医療支援中央会議を国に設置【新規】 1百万円
- 医療対策協議会の計画に基づく派遣に協力する病院への助成【新規】 7.1億円
- 拠点病院(マグネットホスピタル)の活用【新規】 3.8億円
- 地域医療の確保を図るための先駆的なモデル事業に助成【新規】 1.9億円
- 都道府県による地域定着を条件とした奨学金(地方財政措置(11億円)【新規】※)
- 市町村による医師不足病院等における医師確保支援\*(参考5)(地方財政措置(12億円)【新規】※)

## 2. 開業医の役割の強化

- 初期救急の対応に地域の開業医等が参画する仕組みの強化等  
・小児初期救急センター整備事業の実施（18年度補正予算（3.2億円））  
・休日夜間急患センターに配置する医師の増員  
(地方財政措置(12億円: \*の再掲) ※)
- 患者・住民への啓発 5.7億円  
・小児救急電話相談事業( #8000)の拡充(電話相談事業の休日夜間対応・携帯電話の利用等の充実)

## 3. 地域の拠点となる病院づくりとネットワーク化

- 小児科・産科のネットワーク化のための連携病院の整備費用の助成(18年度補正予算(2.7億円)) 5.8億円
- 小児救急病院における医師等の休日夜間配置の充実 24億円
- 臨床研修において医師不足地域や小児科・産婦人科を重点的に支援【新規】 22億円
- 出産・育児等に対応した女性医師等の多様な就業の支援 14億円
- 助産師の活用 1.6億円

## 4. 患者のアクセスの支援

- 離島等アクセスが悪い地域の患者等が拠点病院などを利用するための宿泊施設整備(18年度補正予算(1.2億円))
- 離島巡回診療へり運営事業の創設【新規】 90百万円

## 5. 医療紛争の早期解決

- 分娩時に医療事故に遭った患者に対する救済制度の設計・調査等の支援(18年度補正予算(1.1億円)) 10百万円
- 医療事故に係る死因究明制度の検討等 1.3億円

※ 総務省予算

(参考6)

# がん対策の推進

## 施策の方向性

- がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている現状及び平成18年6月に制定されたがん対策基本法を踏まえ、総合的かつ計画的にがん対策を推進する。
- 平成19年度に策定する「がん対策推進基本計画」を見据え、がん対策基本法に定める基本的施策及び参議院厚生労働委員会における附帯決議事項を着実に実施する。

<19年度予算案のポイント>	19年度予算案：	212億円
	18年度補正予算：	15億円
18年度予算額	合計	227億円

## 1. がん予防・早期発見の推進 30億円

### ① 効果的で質の高いがん検診の普及 6.8億円

- 新 ・がん検診の精度管理を向上させるためのデータベースを構築する。
- 新 ・デジタル式マンモグラフィ導入機関に対し、マンモグラフィによる乳がん検診におけるコンピュータ診断支援システムの導入の支援を図る。
- ・マンモグラフィ検診従事者に対する研修を実施することにより、乳がん検診の精度向上を図る。
- 〔マンモグラフィによる乳がん検診の診断精度の向上を図るため、遠隔診断により支援を行うモデル事業を実施する。(18年度補正)〕

### ② がん予防の推進と普及啓発 24億円

- 新 ・がんの予防等に関するパンフレットや小冊子を作成し、国民に対する普及啓発を行う。
- ・肝がんの予防に重要なウイルス性肝炎に関する研究を重点的に推進する。

## 2. がん医療水準均てん化の促進と情報収集提供体制の整備 90億円

### ① がん専門医等がん医療専門スタッフの育成 3.6億円

- ・がん医療(化学療法、放射線療法、緩和ケア等)専門スタッフの育成のための研修を実施する。

### ② がん診療連携拠点病院の機能強化と診療連携の推進 54億円

- 新 ・がん診療連携拠点病院の機能強化を行うとともに、地域医療機関との診療連携を推進する。
- ・放射線治療の更なる促進を図るため、がん診療連携拠点病院に対し、高性能かつ先進的な放射線治療機器の整備の緊急支援を行う。
- 〔病理医の配置が十分でないがん診療連携拠点病院に対し、遠隔画像診断が可能な体制を整備する。(18年度補正)〕

### ③ 国立がんセンター東病院通院治療部(仮称)の設置 27百万円

### ④ 地域の特性を踏まえた対策の推進 15億円

- ・がん対策基本法の施行に伴い、都道府県が新たに実施する地域特性を踏まえた事業や先駆的な事業等に対する支援を行う。

### ⑤ がん医療に関する情報の収集提供体制の整備 17億円

- 新 ・国立がんセンターに設置した「がん対策情報センター」において、がん医療に関する最新の情報の収集提供体制を整備する。
- ・がん登録の実施に関する調査・精度管理、指導を実施する。

### 3. がんの在宅療養・緩和ケアの充実 4. 6億円

#### ① 在宅緩和ケア対策の推進 2. 1億円

- 新 在宅における緩和ケアを希望する患者等に対する総合的な相談・支援を行う「在宅緩和ケア支援センター」を設置する。
- 在宅ホスピスケアの専門的な技術を有する看護師のアドバイザー派遣や普及啓発を行う。

#### ② 緩和ケアの質の向上及び医療用麻薬の適正使用の推進 2. 5億円

- 新 臨床現場で活用できる「緩和ケアマニュアル(仮称)」の作成や一般国民等に対して緩和ケアについての普及啓発を行う。
- 新 医療用麻薬の適正使用を推進するため、講習会の開催及びマニュアル作成の検討を行う。

### 4. がんに関する研究の推進及び医療技術の開発振興 87億円

- がんに関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上などの研究の成果を普及、活用する。

#### <参考>

#### がん対策基本法の概要

#### がん対策を総合的かつ計画的に推進

